

移住推進空き家活用事業空き家改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、空き家を移住推進に活用し、県内の移住推進市町村への定住を促進することにより地域の振興を図るため、県外から移住推進市町村に移住する者の居住の用に供する空き家を改修しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年政令第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会2317号国土交通事務次官通知別添）及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるところのほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「移住推進市町村」とは、市町村職員によるワンストップ移住相談員を配置し、受入協議会（移住推進市町村の住民等で構成され、移住を支援する団体として知事が認めるものをいう。）を設置して移住を推進している県内の市町村及び特定の地域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県内の移住推進市町村の指定する区域（次項に定める区域をいう。以下「移住推進区域」という。）内に空き家を所有する者であって、当該空き家の所在する地域を管轄する移住推進市町村の支援を得て、当該空き家を県外から移住する者の居住の用に供しようとする者
- (2) 県外に住所及び居所を有する者であって、県内の移住推進市町村の支援を受けて当該移住推進市町村の移住推進区域内に移住しようとする者
- (3) その他知事が適当と認める者

2 移住推進区域は、海南市（大崎及び塩津地域に限る。）、紀美野町、紀の川市（鞆渕、奥安楽川、細野及び麻生津地域に限る。）、かつらぎ町（天野、新城、四郷、御所、山崎、花園、志賀及び三谷地域に限る。）、九度山町、高野町、湯浅町、広川町（津木地域に限る。）、有田川町（金屋及び清水地域に限る。）、美浜町（三尾地域に限る。）、由良町、印南町、みなべ町（清川及び高城地域に限る。）、日高川町、田辺市（旧龍神村、旧大塔村、旧中辺路町、旧本宮町、旧田辺市（秋津川及び長野地域）に限る。）、白浜町（日置川地域に限る。）、すさみ町、新宮市（熊野川及び高田地域に限る。）、那智勝浦町、古座川町、北山村及び串本町の区域とする。

(補助事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる者 県外から移住しようとする者（以下「県外移住予定者」という。）を受け入れるため、所有する空き家（移住推進区域内に所在するものであって、当該県外移住予定者の居住の用に供されるものに限る。）を改修して、当該県外移住予定者を居住させる事業
- (2) 前条第1項第2号に掲げる者 移住推進区域内に移住するための居住の用に供する空き家を借り受け、又は購入し、かつ、当該空き家を改修して移住する事業
- (3) 前条第1項第3号に掲げる者 知事が適当と認める県内移住予定者の居住の用に

供するための空き家を改修し、当該県内移住予定者を居住させる事業

2 補助事業における空き家の改修を委託する場合においては、県内事業者（県内に本店を有するものをいう。以下同じ。）に委託しなければならない。

（交付の対象経費及び補助金の交付額）

第5条 補助金交付の対象経費は、補助事業に要する経費のうち空き家の改修工事に要する費用とする。

2 補助金の交付の額は、補助金交付の対象経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額と800,000円のうちいずれか低い方の額（その額に千円未満の端数金額がある場合は、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

（交付申請書の添付書類の様式等）

第6条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
事業計画書及び 収支予算書	別記第1号様式	原本1部 写し2部	別に知事が 定める
居住予定者の住民票			
同意書（借り受けた空き家を 改修する場合に限り、提出す ること。）	別記第2号様式		
証明書	別記第3号様式		

2 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 申請書を提出するに当たって、借り受けた空き家の改修を行う補助事業の申請をしようとする者は、あらかじめ、当該申請に係る空き家の所有者から改修について同意を得ていなければならない。

（交付条件）

第7条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（補助金の追加交付、補助事業の対象となる空き家の変更又は改修内容の著しい変更を伴うものに限る。）をしようとする場合

イ 補助事業を廃止しようとする場合

（2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示に従わなければならないこと。

（3）補助金の額の確定のために行う現地調査等又は補助金に係る予算の執行の適正を

期するため必要に応じて行う立入検査の実施について、必要な協力をしなければならないこと。

- (4) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。
 - ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。
 - イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、処分制限期間内においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (8) 処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。
- (9) 補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して10年間、当該補助事業の目的に従って、改修した空き家に居住し、又は県外から移住する者の居住の用に供しなければならないこと。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- (10) 補助事業の完了後において知事が行う当該補助事業に関するアンケート及び補助事業の円滑な実施に係る調査等の実施について、必要な協力をしなければならないこと。

(変更の承認)

第8条 補助事業を行う者は、前条第1号各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ、変更承認申請書（別記第5号様式）に変更後の事業計画書及び収支予算書（別記第1号様式）を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は次のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
事業実績報告書	別記第6号様式	原本1部	2月15日（同日が休日 に当たる場合は、同日の直後の休日以外の日）
居住者の住民票		写し2部	
平面図			
写真			
領収書の写し			

(書類の提出)

第10条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業施行地を管轄する振興局長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の移住推進空き家活用事業空き家改修補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。